

質疑・回答書

告示番号		197号		市営上津島住宅A工区外装改修工事
No	質疑事項			回 答
1	A-03 特記仕様書2.仮設工事にバルコニーにある、エアコン室外機は、仮撤去復旧となっていますが、工期が夏になっていますが、エアコンの使用ができませんが大丈夫でしょうか。			本工事は入居者へ配慮しながら施工する必要があるため、工事着手前に入居者への説明会を行い工程を決定することとします。エアコン室外機の仮撤去復旧については、施工中においても入居者がエアコンを使用できるような移動程度とします。
2	A-03 特記仕様書2.仮設工事に入居者の所有物は、入居者にて移動すると記載されていますので、受注者は養生までで移動はしないと考えてよろしいでしょうか。			入居者の所有物については、原則、入居者にて移動を行いますが、倉庫等移動できない障害物は施工にあたり汚損、破損の恐れがないよう養生を行うこととします。
3	A-05仮設計画図に外部足場面は、防音シート張になっていますが、住戸内への通風・採光は致し方がないと考えてよろしいでしょうか。			防音シート張で住戸内への通風・採光は致し方がないと考えていますが、工事着手前に行う入居者への説明会の中で、入居者の要望によりメッシュシート等へ変更することもあります。
4	設定工期が長いように思いますが、開始時期の限定や途中に中断時期や棟毎に施工時期が限定されている等、何か工程に配慮が必要なのでしょうか。			工程については施工時期の具体的な指定はありませんが、No.1と同様、工事着手前に入居者への説明会を行い、入居者への影響が最小限になるよう工程を決定することとします。また、共用部の施工については、入居者が移動できるような計画とすることとします。